

## 質問書に対する回答

件名) 首都圏中央連絡自動車道 成田舗装工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	数量総括表 (7) 路面標示標準型C1 (主) 成田小見川鹿島港線IC (仮称) Eランプ	数量総括表 (7) 路面標示標準型C1、(主) 成田小見川鹿島港線IC (仮称) Eランプの数量が48.7m <sup>2</sup> と記載されています。弊社で数量を集計した結果、ゼブラ等29.9m <sup>2</sup> 、矢印・記号・文字15.8m <sup>2</sup> であり計45.7m <sup>2</sup> となりました。当初設計ではどのように計上されているかご教授願います。	閲覧資料「首都圏中央連絡自動車道 成田舗装工事 数量計算書1」5-3. 路面標示工数量計算書P1322をご確認ください。
2	数量総括表 (7) 路面標示標準型C1 (主) 成田小見川鹿島港線IC (仮称) Fランプ	数量総括表 (7) 路面標示標準型C1、(主) 成田小見川鹿島港線IC (仮称) Fランプの数量が71.2m <sup>2</sup> と記載されています。弊社で数量を集計した結果、ゼブラ等29.9m <sup>2</sup> 、矢印・記号・文字15.8m <sup>2</sup> であり計45.7m <sup>2</sup> となりました。当初設計ではどのように計上されているかご教授願います。	閲覧資料「首都圏中央連絡自動車道 成田舗装工事 数量計算書1」5-3. 路面標示工数量計算書P1322をご確認ください。
3	数量総括表 (7) 路面標示標準型C1 国道296号IC (仮称) Eランプ	数量総括表 (7) 路面標示標準型C1、国道296号IC (仮称) Eランプの数量が53.4m <sup>2</sup> と記載されています。弊社で数量を集計した結果、ゼブラ等22.3m <sup>2</sup> 、矢印・記号・文字22.0m <sup>2</sup> であり計44.3m <sup>2</sup> となりました。当初設計ではどのように計上されているかご教授願います。	閲覧資料「首都圏中央連絡自動車道 成田舗装工事 数量計算書2」2-6. 路面標示工数量計算書P215をご確認ください。
4	数量総括表 (4) 切削目地 (主) 成田小見川鹿島港線IC (仮称) Fランプ	数量総括表 (4) 切削目地、(主) 成田小見川鹿島港線IC (仮称) Fランプの数量が49.8mと記載されています。弊社で数量を集計した結果、切削目地51.4mとなりました。当初設計ではどのように計上されているかご教授願います。	数量総括表 (4) 切削目地の延長49.8mに誤りがありました。正しくは51.4mとなります。なお、上記については交付図書を訂正いたします。
5	目地工施工歩掛	今回工事の目地工で使用するダウエルバーの規格は全て「Φ32×500」と表記されています。一方、土木工事積算基準12-20にてダウエルバーの規格は「Φ28～32mm、700mm」と記載されています。使用材料がΦ32×500の場合でも施工歩掛は標準歩掛にてお考えでしょうか。 又、Φ32×500のダウエルバーは物価資料等に見られない規格となっておりますが、見積徴収によるものでしょうか。	ダウエルバーの施工歩掛は、標準歩掛を想定しています。また、当該項目は参考積算条件書の対象項目ではございません。
6	瀝青材散布工	タックコートDの標準使用量は0.8L/m <sup>2</sup> と提示されております。タックコートDの施工歩掛は、使用量よりプライムコートの歩掛を準用していると考えてよろしいでしょうか	タックコートDの歩掛は、タックコートの歩掛を準用し算出しています。